

随 意 契 約 理 由 書

1. 契約工事名

寝屋川流域下水道 川俣水みらいセンター 場内排水管緊急補修工事（R3-1）

2. 随意契約理由

本工事は、令和3年7月6日に寝屋川流域下水道 川俣水みらいセンター内の場内排水管が破損していることが判明し、応急復旧工事を行うものです。

当該排水管は、水みらいセンターの主要な場内道路内に埋設されており、早急に対応しなければ道路陥没が発生し、処理場業務に支障をきたすおそれがあります。

大成建設・村本建設・中林建設共同企業体は、現在、当事務所管内の近隣箇所で、寝屋川流域下水道門真守口増補幹線（第1工区）下水管渠築造工事を施工中であることから、当該流域下水道の施設状況を熟知し、必要な資機材の手配及び労務の提供を迅速に行うことができ、早期の復旧が可能です。

以上のことから、本業務を地方公営企業法施行令 第21条の14第1項第5号の規定により、大成建設・村本建設・中林建設共同企業体と随意契約を締結するものです。

3. 比較見積省略理由

本件は、上述のとおり「処理場業務に支障をきたすおそれがあり、見積書を徴収する暇がなく直ちに発注しなければ、著しい危険が生じかねない」ことから、大阪府財務規則第62条及び同規則の運用第62条関係第2項第10号の規定により比較見積りの徴取を省略するものです。